

# 栃木市道路（水路等）用地寄附受入指針

栃木市では、安全で快適な住みよいまちをつくるため、市民の皆様の貴重な財産を、ご協力をいただき道路改良等の公共事業を実施しております。

ご寄附いただいた土地は、栃木市への所有権移転登記を行い、公共用財産として適正な管理に努めています。

新設や拡幅等で造られてきた道路や古い時代に広がった道路（水路等）や地域の皆様のご協力により道路（水路等）法線が変わった等の様々な事情により栃木市への所有権移転がされず、個人名義で残る未登記が存在しております。

現在、市では、市民の皆様のご協力により寄附をいただき、未登記を解消することを実施していますのでご協力をお願いいたします。

寄附に対しまして、御礼・謝礼等はございませんのでご理解をいただきたくお願いいたします。

## I 趣 旨

栃木市が行う道路（水路等）用地の寄附受入について、下記により基準を定める。

## II 受入基準

第1 道路（水路等）用地として寄附を受入れる土地は、次の各号の1に該当しなければならない。

- (1) 市管理公共物（道路・水路等）に含まれている土地。
- (2) 建築基準法第42条第2項の道路として指定された市道又は認定外道路に隣接する土地で、規定により後退した（通称「センターバック」）敷地。
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、位置指定された道路で、排水構造物や舗装等が、栃木市宅地開発指導要綱（平成22年3月29日栃木市告示第97号）の開発道路の基準に準じた構造となっている土地。
- (4) 栃木市宅地開発指導要綱施行以前の開発行為による道路で、排水構造物や舗装等が、要綱の基準に準じた構造となっている土地。
- (5) 建築基準法第42条第2項の道路として指定された私道に隣接する土地で、規定により後退した（通称「センターバック」）敷地。但し、私道は2戸2世帯以上の用に供され、道路構造は幅員4m以上で、排水構造物や舗装等が、栃木市宅地開発指導要綱の開発道路の基準に準じた構造とし、私道敷地も寄付すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共的、公益的見地から市長が特に必要と認める土地。

### Ⅲ 受入要件

第2 第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 無償で土地を寄附することができること。
- (2) 寄附予定地と隣接地の境界が確定されていること。  
但し、市道内に含まれていることが公図上明らかな土地の場合は、境界の確定は不要とする。
- (3) 申請者は登記名義人（土地所有者）であり、寄附予定地が特定できるよう分筆が行われていること。また、抵当権等の設定がないこと。
- (4) 寄附予定地内に、原則として電柱等の構造物（地中の占用物件は除く。）が存在しないこと。
- (5) 土地と共に道路構造物の寄付を受ける場合は、下記のとおりとし当該道路構造物の機能に問題がないようにすること。
  - ① 完成後3年未満の道路構造物は、申込者が寄附受入日から3年間の瑕疵担保責任を負うこと。
  - ② 栃木市宅地開発指導要綱施行以前の開発行為により設置された道路については、下記のとおりとする。
    - ア. 道路構造物が設置されていない場合は、栃木市宅地開発指導要綱に規定する道路構造に改修すること。
    - イ. 道路構造物が設置されている場合は、下記により道路構造物の補修等を行うこと。
      - a. 側溝、集水桝等には蓋が設置してあること。
      - b. 側溝、集水桝等の欠損等の補修がされていること。
      - c. 側溝の清掃をされていること。
      - d. 舗装沈下等の補修がされていること。
      - e. その他の補修内容は協議によること。
- (6) 営利目的等（宅地分譲・集合住宅）によるセンターバック及び道路後退の土地については、道路構造物（舗装・側溝等）を整備したものについては受入れるものとする。

### Ⅳ その他

- (1) 地中の工作物については、栃木市道路占用料徴収条例及び栃木市法定外公共物管理条例等に基づく占用物件として取り扱うこととなるため、別途申請が必要となります。
- (2) 添付書類
  - ①位置図（寄付財産所在地のわかる図面）
  - ②委任状（代理人の場合）
  - ③公図写（地積測量図がある場合は添付）
  - ④登記事項証明書（全部事項証明書）
  - ⑤登記承諾書
  - ⑥印鑑証明書
  - ⑦資格証明書（栃木支局管外の法人の場合）
  - ⑧登記原因証明情報
  - ⑨平面図
  - ⑩境界図及各境界標の写真（境界図は境界協定図の利用可）
  - ⑪誓約書（構造物の瑕疵補修について）
  - ⑫『狭あい道路補助事業該当』の場合は、補助金交付決定通知書の写し

# 寄 附 申 込 書

年 月 日

栃木市長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私（当社）所有の下記表示の土地を栃木市道路（水路等）用地寄附受入指針に従い、公共用地として寄附します。

つきましては、この土地の所有権移転登記に必要な書類を別添のとおり提出しますので、手続き方よろしくお願いたします。

寄 付 の 理 由			<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（水路等）に含まれている土地に該当</li> <li>・狭あい道路補助事業該当</li> <li>・道路後退用地該当</li> <li>・位置指定道路該当</li> <li>・その他（ _____ ）</li> </ul>
寄 附 財 産	土 地	所在地	
		地 目	
		地 積	
	土 地	所在地	
		地 目	
		地 積	
	土 地	所在地	
		地 目	
		地 積	
寄 附 の 条 件			無 償 寄 付
添 付 書 類			<ul style="list-style-type: none"> <li>①位置図（寄付財産所在地のわかる図面）</li> <li>②委任状（代理人の場合）</li> <li>③公図の写し（地積測量図がある場合は添付）</li> <li>④登記事項証明書（全部事項証明書）</li> <li>⑤登記承諾書兼登記原因証明情報</li> <li>⑥印鑑証明書 ⑦資格証明書</li> <li>⑧平面図</li> <li>⑩境界図及び各境界標の写真（境界図は境界協定図の利用可）</li> <li>⑪誓約書（建造物の瑕疵補修について）</li> <li>⑫『狭あい道路補助事業該当』の場合は、補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>
備 考			



登記原因証明情報兼土地登記承諾書

1. 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 年 月 日 寄附
- (3) 当事者 権利者(甲) 栃木市  
義務者(乙) \_\_\_\_\_
- (4) 不動産の表示

栃木市					
町	字	地番	地目	地積 (㎡)	摘要

2. 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、甲に対し、年 月 日、本件不動産を寄附しました。
- (2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3. 所有権移転登記に関する承諾事項

乙は、甲に対し、上記2による、本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

年 月 日 宇都宮地方法務局栃木支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者(甲) 住所 栃木市万町9番25号  
 (寄附を受ける者) 氏名 栃木市 市長 大川 秀子

義務者(乙) 住所  
 (寄附をする者) 氏名



※別紙に公図又は、地積測量図を添付し割印を押すこと

# 誓 約 書

私が寄付する土地に設置した道路構造物について瑕疵があるときは、  
下記のとおり補修等を行うことを誓約いたします。

年 月 日

寄付申込者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)自署しない場合、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

## 記

設置構造物 の概要	【記入例】 L=○○○. ○ m W=○ m U型側溝 (○○○×○○○) L=○○○ m 集水桝 (内径○○○×○○○) ○○○箇所 舗装工 (密粒AS t = ○○ c m) A=○○○ m <sup>2</sup> 上層路盤工 (RC30 t = ○○ c m) A=○○○ m <sup>2</sup> 下層路盤工 (RC40 t = ○○ c m) A=○○○ m <sup>2</sup> (注：図面添付も可)
補修期間	寄付申込みの日から3ヶ年 (コンクリート造等構造物又は舗装の場合)
備 考	

# 誓 約 書

私が寄付する土地に設置した道路構造物について瑕疵があるときは、  
下記のとおり補修等を行うことを誓約いたします。

年 月 日

寄付申込者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)自署しない場合、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

## 記

設置構造物 の概要	
補修期間	寄付申込みの日から3ヶ年 (コンクリート造等構造物又は舗装の場合)
備 考	

【申請者側】

道路（水路等）用地寄附受入れチェックリスト

1. 受入基準（次の各号に該当しなければならない）		該当項目
1	市管理公共物（道路・水路等）に含まれている土地。	市道 号線
		法定外公共物（道路）
		法定外公共物（水路）
2	建築基準法第42条2項該当「セツパック」用地	道路後退用地
		狭あい道路補助事業該当
3	建築基準法第42条1項5号該当「道路位置指定道路」	許可 年 月 日、第 号 許可時と形状があっているか
4	市宅地開発指導要綱による道路（平成22年3月29日栃木市告示第97号）	許可 年 月 日、第 号
5	要綱施行以前の道路（平成22年3月29日栃木市告示第97号）	許可 年 月 日、第 号
6	袋小路についての、私道は2戸2世帯以上の用に供され、道路構造は幅員4m以上で、排水構造物や舗装等が、栃木市宅地開発指導要綱の開発道路の基準に準じた構造	戸 世帯利用 幅員 m
2. 寄附受入れ要件（次の各号全てに該当しなければならない）		
1	無償で土地を寄附することができること。	
2	寄附予定地と隣接地の境界が確定されていること。但し、市道内に含まれていることが公図上明らかな土地の場合は、境界の確定は不要とする。	境界立会 年 月 日
		境界協定 年 月 日
3	申請者は登記名義人であり、寄附予定地が特定できるよう分筆が行われていること。また、抵当権等の設定がないこと。	登記名義人：  抵当権の有無
4	寄附予定地内に、原則として電柱等の構造物（地中の占有物件は除く。）が存在しないこと。地中占有物件の有無	電柱・塀・植木などの構造物等
		地下占有物件（上下水道管・ガス管）
		私人の所有物がないこと
5	土地と共に道路構造物の寄附を受ける場合は、下記のとおりとし当該道路構造物の機能に問題がないようにすること。	

	① 完成後 3 年未満の道路構造物は、申込者が寄附受入日から 3 年間の瑕疵担保責任を負うこと。	誓約書	
	② 栃木市宅地開発指導要綱施行以前の開発行為により設置された道路については、下記のとおりとする。		
	ア. 道路構造物が設置されていない場合は、栃木市宅地開発指導要綱に規定する道路構造に改修すること。		
	イ. 道路構造物が設置されている場合は、下記により道路構造物の補修等を行うこと。		
	a. 側溝、集水桝等には蓋が設置してあること。		
	b. 側溝、集水桝等の欠損等の補修がされていること。		
	c. 側溝の清掃がされていること。		
	d. 舗装沈下等の補修がされていること。		
	e. その他の補修内容は協議によること。		
6	営利目的等（宅地分譲・集合住宅）によるセンターバック及び道路後退の土地については、道路構造物（舗装・側溝等）を整備したものについては受入れるものとする。	道路構造物が整備されているか。	
<b>添付書類</b>			
	申請書		
	位置図（寄付財産所在地のわかる図面）		
	委任状（代理人の場合）		
	公図写（地積測量図がある場合添付）	証明書発行の日から 3 ヶ月以内	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	証明書発行の日から 3 ヶ月以内	
	登記原因証明情報兼登記承諾書	実印及び捨印が押印しているか	
	印鑑証明書	証明書発行の日から 3 ヶ月以内	
	資格証明書（栃木支局管外の法人の場合）	証明書発行の日から 3 ヶ月以内	
	平面図		
	境界図及各境界標の写真 （境界図は境界協定図の利用可）		
	誓約書（構造物の瑕疵補修について）		
	『狭あい道路補助事業該当』の場合は、補助金交付決定通知書の写し		
	その他必要とする書類		

